2017 年 4 月 15 日　　（於いて、「ひぐらし会館」）

『共謀罪　市民学習会』の記録

～講演の部～

萩原繁之弁護士

皆さん今晩は。今、ご紹介いただきました弁護士の萩原です。私は伊東の皆さんに前からお世話になっておりまして、民商の林さん、重岡さん、梶野さん、なかでも今とってもお世話になっているのは今日おいでの浦島さんで、5 月 3 日には沼津で憲法記念日の集会をやるんですが、去年に引き続いて浦島さんに歌っていただきます。ご都合のよろしい方は是非おいでいただければ、と。演題と関係ないコマーシャルをさせていただきました。

さて、今日は『共謀罪ってなんだ』という題でお話しさせていただきますけれども、実は共謀罪の問題については、前の小泉内閣の時から何回かお話しする機会があります。最近でも、3 月 18 日には静岡市で静岡県評の学習会で、わずか 30 分でしゃべれと言われて(笑い)「許すな!共謀罪」という題でお話しさせていただきました。その直後の 3 月 24 日は、私が支部長を仰せつかっている国民救援会の沼津支部と沼津労組連の学習会でも「許すな!共謀罪」ということでお話しさせていただきました。今日は『共謀罪って何だ』という、皆さんの方から頂いたお題ですけれど、よく知って「これはいい法案だ」ということを勉強しましょう、ということでおいでの方はいらっしゃらないと思います(笑い)。だいたい、私と同じお気持ちでおられると思います。『共謀罪って何だ』と知ったうえで、「許すな!共謀罪」という立場で、許さないためにどうするか、ということを考えていく場にしていただければと思います。実は昨日、自由法曹団静岡県支部で共謀罪の学習会をやりまして、日弁連の共謀罪対策本部の事務局長の山下幸夫弁護士に来ていただいて、学習する側に立ったんですが、自分でお話しさせて頂くたびに、また昨日のように学習するたびに、より深くこの法案の中身を知って、知れば知るほど「許すな!」という気持ちを強くせざるを得ない法案だと思います。

レジュメの 3 ページ目の下の方に書いておきましたけれども、honest Abe　というのはリンカーン大統領のことで、アメリカ史上もっとも偉大な大統領だといわれています。今の総理大臣は dishonest Abe。日本で最悪と言われることになるんじゃないかという「シンチャン」。そのウソつきぶりはここにおられる皆さんは良くお感じだと思います。共謀罪の問題のウソというのは、嘘つきアベの dishonest ぶりの集大成みたいな感じがするものです。

「テロ対策だったらやっぱり必要なんじゃない」とか、「オリンピックやるために必要なのになぜ反対するの」という人が、残念ながら国民の中にはいるようです。如何に「テロ対策だ」なんていうのがウソか、というのを皆さんが怒りとともに認識していただいて、それを広げていくということで、是非ともこういう嘘つき法案を、キョーボーな法案を成立させないためにご一緒に頑張りたいと思います。

1　「テロ等組織犯罪準備罪(共謀罪)をめぐる経過と現状」

さて、共謀罪の経過と現状ですが、去年の 9 月の段階で自民党の二階幹事長が共謀罪を出す方向で進めよう、という動きが報道されました。このテレビ朝日が配信した記事ですが、

「自民・二階氏『共謀罪』、名称変更で提出に前向

き」と、「安倍政権は、小泉政権が過去 3 回にわたって国会に提出し、廃案となった『共謀罪』について、適用の対象を絞り、構成要件を加えるなどした新たな法改正案をまとめた。2020 年の東京五輪やテロ対策を前面に出す形で、罪名を「テロ等組織犯罪準備罪」に変える。共謀罪は、重大な犯罪を実際に実行に移す前に相談しただけで処罰するもので、小泉政権が 03 年、04 年、05 年の計 3 回、関連法案を国会に提出。捜査当局の拡大解釈で「市民団体や労働組合も処罰の対象になる」といった野党や世論からの批判を浴び、いずれも廃案になった。今回は、4 年後に東京五輪・パラリンピックを控える中、世界で相次ぐテロ対策の一環として位置づけた。参院選で自民党が大勝した政治状況も踏まえ、提出を検討する。今回の政府案では、組織的犯罪処罰法を改正し、「組織的犯罪集団に係る実行準備行為を伴う犯罪遂行の計画罪」を新設する。」というふうに言っています。実は、「テロ等準備罪」という名前は法案にはありません。「テロ等」という言葉も法案提出の直前までついていなかったんです。さすがに、自民党の中からもおかしいじゃないか、と。「テロ対策」「テロ対策」と言っていたのに、「テロ対策」という言葉もないのは変じゃないのか、ということで、法案提出の直前になって「テロ対策」という言葉を急遽くっつけたんです。この法案で正式にはどういう名前になっているかというと、「テロリズム集団その他の組織的犯罪集団による実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画罪」ということなんですね。「テロ等組織犯罪準備罪」というのは略称であって、準備罪ではなくて計画罪なんですね。これは意外に重要なところなので後でまたお話しします。

で、9 月から何か月間かを経て、昨日は委員会に付託され審議に入っています。その報道がどういう風に書いてあるかというと、「犯罪を計画段階で処罰する『共謀罪』の趣旨を盛り込んだ組織的犯罪処罰法改正案の審議が 6 日午後、衆議院本会議で始まった。政府・与党は今国会での成立を目指すが、民進、共産、自由、社民の野党 4 党は廃案を求めており、今国会最大の与野党対決法案になる。…共謀罪は仲間同士で犯罪をしようと合意した段階で罪に問うもので、実行行為を処罰する日本の刑事法の原則を大きく変えることになる。国際組織犯罪防止条約の締結などを理由に 2000 年代に 3 回、国会に法案が提出されたが、「一般の市民団体や労働組合が対象となる」「思想や内心を理由に処罰される」と批判を浴び、いずれも廃案になった。安倍政権は今回、20 年の東京五輪・パラリンピックを見据えた国際的なテロ対策の必要性を強調。「テロ等準備罪」の呼び名をつけ、対象犯罪の数も過去の法案より減らして計 277 の罪にした。菅官房長官は 6 日の記者会見で「テロを含む組織犯罪を未然に防止する万全の態勢をとることが必要だ」と強調。というようなことを言っているんですが、すごくウソがあるんですね。まったくこれは不正直な dishonest な法案だということがこの記事を読むだけで私は感じる。まず小泉政権、記憶に新しいと思いますが、女性の中では「小泉さん、キャー」なんていう人がたくさん出た。安倍首相以上に熱狂的なファンがたくさんいた安倍の師匠というべき小泉首相です。その政権においても 3 回も国会に出して通らなかった法案をテロ等準備罪だ、と。安倍首相は言いましたね、『共謀罪と呼ぶな』と。誰が何と呼ぼうと勝手だろう、思想統制・言論統制をしようとするのか。朝日新聞はご存知かと思いますが、今後とも共謀罪と呼びますよ、と新聞の 1 面に書きましたね。『共謀罪』と呼んでいるのは朝日とか毎日など多数が共謀罪と呼んでいますが、NHK と読売と産経は、『共謀罪と呼ぶな』と首相が言うんだから、そこを忖度して(笑い)、「テロ等準備罪」と呼んでいるようです。その辺でも政権に対する姿勢が現われているんじゃないかと思います。今読んだ記事の中で「適用の対象を絞った」とか、「構成要件を厳しくした」とか、NHK の報道でよく言われるんですけれども、果たして小泉内閣の時よりも厳しく

なっているのか、というと、「そんなことないよ」ということなんですね。実は、昨日、より深く学んだ、というところがあるので、レジュメはもっと前にお送りしているんで、レジュメには十分反映していないのですが、口頭でお話させていただきます。従来の法案が最終段階で、小泉内閣の時に自民党が修正した最終的な法案は、実は今回の法案より厳しくなっているんですね。2006 年 6 月に与党最終修正案というのが出ている。それは組織的な犯罪の共謀について処罰する、という中で、「逮捕するのは限定しなければならない」「思想・良心の自由、結社の自由、その他憲法の保障する国民の自由と権利を不当に制限するようなことはあってはならず」とか、「労働組合その他の団体の正当な活動を制限するようなことがあってはならない」ということが 2006 年 6 月の法案の修正案には書いてあったんですね。今の法案には書いてありません。だから、2006 年の法案よりも厳しくなっていないんです。2006 年 6 月の与党最終修正案の方が厳しいんですね。そういうことを踏まえて見ていかなければならない。政府の説明やそれをそのまんまオウム返しに言っているようなマスコミの説明はインチキだということを、まず承知していただかなければならない。

さて、従来の法案を、名前を変え、目先を変え、テロ対策の名のもとに通そうとしているけれども、看板を変えても本質は変わらない。前より厳しくなった、なんてことはさらさらない。ここに表を作りました。従来の法案と書きましたが、これは 2006 年 6 月の修正案ではなくて、修正する前の段階だということでご理解いただきたい。まず、罪名は共謀罪から「テロ等組織犯罪準備罪」、これは通称ですけれども、「準備罪」ではなくて「計画罪」と直しましょう。これは昨日山下さんから教わった新たな学習の成果で、準備罪と呼ぶよりは計画罪と呼んだ方が良いでしょう、ということです。

それから誰が犯罪行為を行うのか。従来の法案は「団体の活動として」。2006 年 6 月の修正案では「組織的犯罪集団の活動」というように修正が図られています。で、今回は「テロリズム集団その他の組織的犯罪集団の団体の活動として」ということで、この「テロリズム集団その他の」は、さっきも言ったように法案提出の直前に急遽くっつけた言葉です。

処罰の対象となる行為は、従来の法案は『共謀』。今回の法案は「計画」。ただし、犯罪実行の準備行為を後でしなければならない、ということです。犯罪実行の準備行為が必要だというのは、2006 年 6 月の修正案にもあります。ですから、2006 年 6 月の修正案と比べて別に厳しくなっていないんですよね。

それから対象犯罪は長期 4 年以上の懲役・禁固にあたる 676 種類の犯罪の共謀だったんですが、これが減らされて 277 になった、ということです。減らされて危険が少なくなったと思いますか。三好さんにお願いして対象犯罪のリストを作っていただいて、お配りしてあります。3 月 22 日の朝日の罪名一覧。皆さんの中には読みにくいな、という方も多いと思いますが、私も老眼になっていて大変読みにくいんですが、少ないですか、これ。テロリズムと関係ある罪、と言いますけれども、この中に刑法の窃盗と書いてあるのがわかりますか。真ん中よりもちょっと上。窃盗というと万引きも窃盗です。組織的犯罪集団の行動として万引きを計画すると、犯罪の対象となってしまう。小泉内閣の時のは無銭飲食も対象になっていたんですね。今度はなぜか窃盗は入っているけれど詐欺は入っていない。でも、組織的犯罪処罰法で、組織的詐欺というのは入っているんです。「なんだそれ!」って感じですけど、無銭飲食も組織的にやることを計画すると対象になるということです。「一般人には関係ありませんよ、テロリズム集団だけが対象ですよ」とは全然言えないんだ、ということを見ていく必要がある。

2　この『犯罪』の処罰規定は、どんな規定？どう使われる？

さて、この処罰規定はどんな規定であって、どういうふうに使われるか。まず、犯罪の主体は「テロリズム集団その他の組織的犯罪集団」ということですが、法案でどういうふうに言っているかというと、「団体のうち、その結合関係の基礎としての共同の目的が別表第三に掲げる罪ーというのはこの 277 の罪ですーを実行することにあるもの」。犯罪を実行することが目的になっている団体ということなんですが、「私の所は犯罪を実行することが目的ですよ」（笑い）なんてことを公然と謳っている団体があるわけないです。いわゆる暴力団、指定暴力団ですら、「俺たちは犯罪を目的としているんだ」なんて謳っていないですよ。任侠の団体、と言われますが、任侠ってどういう意味だかわかりますか？近年は任侠と暴力団はピッピッとくっついている感じがしますけれども、私たちの尊敬する大先輩である布施辰治という弁護士は任侠という言葉が好きだったみたいです。任侠って社会正義なんですね。暴力団だって社会正義を謳っているんですよ、建前としては。そういう中で、「結合関係の基礎としての共同の目的が犯罪の実行にある」ということが表立ってわかるものではないですよね。じゃーどうやって決めるのか、それは捜査機関が決めつけるわけですよ。逆に、共謀とか計画をやったということになると、捜査当局の判断一つでその団体が「組織的犯罪集団」となっちゃう。政府の説明で、その団体の性格が一変したら該当しうる、と。一変とかいうよくわからない日本語を使ってそういう場合もあるんだ、というわけです。労働組合とか市民団体がどっかで計画したとなると、一変したと認められてしまう、ということを見ておかなくてはいけない。

さて、実行の準備行為ということなんですが、法律的にわかりにくいことですが、実行の準備行為がなされることは犯罪が成立するための条件なのか。専門用語では犯罪構成要件、犯罪を構成する要件だということです。犯罪構成要件というのは、それがないと犯罪にそもそもならないというものです。ですから、準備行為が犯罪を成立させるための条件なのか、犯罪構成要件なのか、というところは結構大事なんです。というのは、犯罪構成要件であれば、それがあって初めて捜査の対象、強制的な捜査の対象にできる。それで初めて犯罪が成り立つから強制捜査の対象にできる。そうではない考え方があります。それは処罰の条件なんだという考え方なんです。ここでも dishonest な安倍政権はインチキを言っておりまして、準備行為は犯罪が成立するための構成要件であるかのような言い方をしているんですが、これは条文の書き方からして明らかに処罰条件なんですね。処罰条件というのは、それがなくても犯罪は成立している、ただそれがないと罰することはできない、ということ。これがあってもなくても犯罪は成立している、ということで捜査はできてしまう。犯罪実行の準備行為というのは、条文の書き方からして、計画した者は罪となる。準備行為が行われたときは処罰するという書き方がされていますから、これは明らかに処罰条件であって、準備行為があろうがなかろうが犯罪は成立している、ということで捜査をされてしまうということなんですね。2006 年 6 月の修正案でも処罰条件であることを明らかにしていまして、法律案の条項の中で実行の準備行為がなされないと逮捕してはいけない、ということをわざわざ注意として書かれていたんです。今度はそういうことも書かないでいながら、ごまかしている。

実行の準備行為というのが、元々それ自体が限定がないものなんですね。法案の言葉を見ますと「その計画をした者のいずれかによりその計画に係る犯罪の実行のための資金又は物品の取得その他の当該犯罪の実行の準備行為が行われたときは」処罰する、となっています。これについて、政府は準備行為自体が一定の危険性を備えている必要性はない、と言っている。だから、普通のこと、

ATM でお金を降ろすとか、ホームセンターで日曜大工用品を買うとか、あるいは近所を通る(笑)。近所を通るというのは、下見とか、そういうのが準備行為になります。そういうのがされた、ということで共謀罪の処罰条件は満たしているんだ、ということにされてしまう。しかも、準備行為というのは計画に加わった人のうちの一部の者がすれば犯罪は成立してしまう。そうすると、普通の市民が話をした、複数の人で話をした。その上で近くを通った、というだけで「組織的犯罪集団」の共謀・計画がされ、準備行為までされた、という危険が出てきちゃうんじゃないか。たとえば、マンション建設反対運動。町内会という団体が業者の工事の強行や資材の搬入を座り込みして実力阻止しようじゃないか、と相談した。そしてそのうちの一部の人がマンション建設現場の近くを通った。近くを通ったのは現場の下見をしたんだ、ということになる。マンション建設の反対運動をする人はたいてい近所の人です。遠くの人は、近くの人の応援くらいのことはありうるでしょうが。近くだから通りますよね。そうすると下見だといって、組織的な威力業務妨害計画罪とされちゃう心配があるんじゃないか。それから、労働組合の活動で、団体交渉に出席した社長には長時間になっても交渉の目途がつくまでは退席を認めないことにする方針を相談すると、これが組織的な逮捕監禁の共謀罪になるんじゃないか。準備行為がないじゃないか、というと、たとえば会議室を覗いたとか、会議室の構造を下見して監禁の準備をした、となっちゃうのではないか。それから公害被害者団体が、企業に対する抗議行動を相談して、その企業の本社の前に行った。そうすると、組織的威力業務妨害準備罪となりはしないか。NHK が権力に迎合する番組改ざんに無反省な態度でいることに抗議する「会」が受信料支払い拒絶を相談して、インターネットで NHK のホームページを調べて受信料の納付システムを覗いた。そうすると、これは組織的な恐喝準備罪になるんじゃないか。恐喝というのはお金を脅し取ることだけが恐喝ではありません。お金を払わないために脅すのも恐喝です。私が弁護士になってやった最初の仕事は刑事事件だったんですが、もう 29 年前のことです。サラ金で、私の依頼者は後にくっついていっただけなんです。誰かの借金を男二人組で返しに行った。返しに行ったとき値切った。値切っているときに、一人がモデルガンをカバンの中に隠し持っていて、それをチラッと見せた。私が依頼を受けた人はモデルガンを持っていることも知らなかったということですが、これは恐喝だということで逮捕されてしまった。「おかしいじゃないか」と弁護活動をやって、勾留理由開示の手続きをやったら警察の方が釈放してきた。何で、借金を返すときに値切ったら恐喝なんだ、という変な話なんです。そういうことも恐喝になるということになると、NHK 受信料拒否も恐喝になりかねない。

それからこの犯罪に関しては自首による減免という制度もある。司法取引制度というのが、残念ながらすでに成立してしまっているのですが、それとあいまって、密告を奨励し、冤罪や弾圧の危険性を拡大させるものではないかと思います。一定の団体にもぐりこんだスパイがでっち上げのウソの供述をする。そして自首するというようなことがあると、そのスパイは処罰されないで他の団体の人たちが処罰される危険が出てくる。

3　こんな犯罪を作る必要、国側の言い分の嘘

さて、何でこんな犯罪を新しく作る必要があるのか。国側はどんなことを言っているか。国際組織犯罪を防止する条約を批准するために共謀罪は必要だ、と言っているんですね。これはウソだから(共謀罪は)不要、と(レジュメ)には書いてあります。組織犯罪防止条約というのがあって、通称パレルモ条約というんだそうです。イタリアのパレルモというところでこの条約が締結された。国際会議をパレルモでやってこの条約が作られた。

「これをわが国は、残念ながら批准していません」と政府はいう。国際的責務として批准する必要があり、そのためには共謀罪がないと困るんです、と。それはおかしい。まず、条約自体に「国内法の基本原則が優先する」ということが謳われていて、批准のために(共謀罪が)必要なわけではない。それから、この条約はテロを対象とするものではないということを基本としてみておく必要がある。金銭的・物質的利益を目的とするマフィアなどを対象とする条約なんだ、ということなんですね。今、パレルモ条約と言いましたけれど、パレルモってどこにあるかご存知ですか。私も昨日勉強したんですけれど(笑)、これはイタリアのシチリア島にあるんだそうですね。何でパレルモで国際会議をやったか。そうなんですね、マフィア発祥の地なんで、マフィア対策ということで、ことさらにパレルモで、マフィアの向こうを張って国際会議をやって、この条約締結の動機付けをした。これも昨日私が山下弁護士から教わった重要な情報なんです。マフィア対策なんだということで、テロ対策のために必要なんだ、ということ自体がdishonestな嘘だということなんですね。テロ対策の条約も国内法も、マフィア対策の問題もすでにできているということが出来る。アメリカはこの条約を批准しているけれども、国内法の基本原則が優先するとの関係で、条約のこの条項については拘束されない、という留保が認められている。アメリカなんかは条約のこの条項は留保しますよ、と言って批准している。だから、こんな共謀罪なんて作らなくても条約を批准することはできる。そこがウソ、ということ。

それから、安倍首相が自ら言ったウソですが、東京オリンピック・パラリンピックを控えたテロ対策のためにこの法案が必要なんだと、この法律がないと東京オリンピック・パラリンピックが開催できないみたいなことを言いました。「何言ってんだ!」と皆さん思いませんでした。招致するとき何と言いました？放射能の問題も完全にブロックされていると言いましたよね。東京はもっとも安全な都市だ、準備万端だ、と言って招致したでしょう。どっちがウソなんでしょうね、両方ウソかなぁ(笑い)。そこのウソを見抜かないで、残念ながら国民の中には「テロ対策は必要だ、テロ対策だと言っているのに何で反対するんだよ」という、とても善良な、安倍首相のウソに善良にも騙されてしまう方がいらっしゃる。そういうウソに信頼していると、「地獄への道は善意で舗装されている」というようなことになってしまいます。「皆さん、ウソに騙されないようにしましょう」といろんな人に声をかける必要があると思います。また、そもそも論としても、力による対応でテロが根絶できるものでもない。

それから、共謀罪の対象となる犯罪は重大な犯罪に限定されている、と言っていますが、さっきも言いましたが、万引きの共謀準備は対象になる。組織的な詐欺も対象になる。傷害、横領、背任など、事情によっては必ずしも「重大な犯罪」とは言えないような場合でも、処罰の対象になる。この表をじっくり見ていただくと、おわかりいただけるのではないかと思います。皆さんは善良な市民で、犯罪なんか縁がないよ、という方が多いでしょう。たとえば携帯電話の契約の時に、お店とトラブルになって、わけのわからない違約金条項がある、とか言ってね。腹立って感情的になって申込書を破いちゃったとか、奪い取って持ち帰ろうとしたとか、ということでトラブルになって、犯罪扱いされる消費者の方が時々いるんですね。申込書の窃盗だとか。そういう風に取られてしまうことが結構あります。そうすると、「私は万引きやらないよ」という人でも、取引上のトラブルから窃盗罪に問われるということがあるんですね。そういうことを考えると、これは団体の行為としてやるといった枠があるといっても、その枠が簡単に乗り越えられて犯罪とされてしまう、という危険がある。

それから暴力団とかテロ集団とかの組織的犯罪

集団の構成員のみに適用されるんだ、というんですけれども、そうではなくて、発想が逆だということなんです。悪質な団体の構成員を処罰するのではなくて、逆に、この法律で検挙されたのは悪質な団体の構成員だ、というふうにレッテル貼りがされるんだ、ということですね。処罰する側、国家権力が気に入らない団体を、お上にたてつく不届き者とか、怪しからん連中、すなわち組織的犯罪集団の構成員として、その活動を計画するのを弾圧することを防ぐ保障はない。

それから「実行の準備行為」がされた場合に限定される、ということなんですが、これは先ほど言いましたように、実行の準備行為は犯罪の構成要件ということではなくて、処罰するだけの条件に過ぎないし、それ自体がきわめて無限定だし、一部の者がやれば足りる、ということもあって、決して歯止めになるものではない。

4　そもそもなぜ犯罪を処罰するのか？犯罪処罰のあり方はどうあらねばならないか？

さて、そもそも論についてちょっと触れておきたいと思います。犯罪を処罰するのはなぜなのか、犯罪を処罰するあり方は本来どうあるべきなのか、というそもそも論から考えても、この共謀罪はおかしい、とご理解いただけるのではないかと思います。皆さん、犯罪は処罰しなければ困ると思いますよね。自分の大事な財産を盗まれると、そういう人は処罰してもらわないと生活に支障が起きたりもしますよね。泥棒に入られて有り金を全部持っていかれたりしたら生活に困りますものね。そういうことから、犯罪は今のところ処罰は必要だろうと思いますが、それに異論のある方はこの中にはいらっしゃらないと思います。何で犯罪を処罰するかというと、他人の人権とか法律的に保護されるべき利益、これは専門用語で法益と言いますが、これを害する行為とか、少なくとも害する危険を生じさせた行為を犯罪として処罰する。これは刑法の保護的機能と言います。一方で犯罪に対して処罰する、刑務所に入れて閉じ込めてしまう、そういう刑罰というのはそれを受ける人にとっては重大な人権の制限ですから、処罰は必要最小限でなければならないし、処罰の対象は制限し明確にしなければならない。これを「刑法の保障的機能」とか「刑法の謙抑性」というような言い方をされる。ですから、人の行為でないものを処罰してはいけない、というのが大原則です。法益侵害の結果を生じた行為や、少なくともその危険を生じた行為でなければ処罰してはならない。犯罪の実行行為者を処罰するんだ、ということが犯罪処罰の大原則だ、と言っていいと思います。思想を処罰してはいけない、ということです。憲法 19 条で思想・良心の自由は保障される、となっています。

これに関連して共謀という言葉も似ている「共謀共同正犯」というものが問題になっています。これはですね、ヤクザの親分が子分に「お前、あいつを殺してこい」と言ったら、自分は何も手出しをしていないけれども、殺人の共同正犯で処罰されるということなんです。これは刑法学会の中では大きな批判があって、実行行為者でない者を教唆犯－そそのかした－ということではなく、正犯として処罰するのはおかしいじゃないか、という学者の議論がある。でも、この『共謀共同正犯』においても、実際に犯罪を実行した人がいないのに、「お前、殺してこい」と言っただけで処罰されることはない。この共謀罪は、「お前、殺してこい」と言っただけで、それ自体が、言ったこと自体が処罰の対象になる。それが共謀罪なんです。そう

いうことはおっかない、と皆さん思いませんか。冗談で、「あの上司、ぶっ殺してやる」「そうだ、そうだ」とか言ったら、それ自体が殺人共謀になっちゃう。酒の上でのちょっと品のない不満の吐露が。

5　共謀罪ができるとどうなる？

さて、こんな法案が通ってしまうとどうなるか。今でもすでに大変な不当弾圧事件が起きていました。皆さん記憶に新しいことではないかと思いますけれど、これはみんな第一次安倍政権の時に起きた事件ですね。おなか痛くなってやめる前ですね。今度はおなか丈夫になったようで、支持率も下がらないし。なかなかやめないし、都合が悪いと怒りまくって。逆切れ総理大臣と言ってやりたい。森友疑惑でもそうですし、加計学園なんて件でもね、質問者を恫喝するような態度をとる。とんでもないです。第一次安倍政権の時にも、政党の議会活動報告をマンションで全戸配布するために立ち入ったら、建造物侵入で逮捕・起訴された。公務員が休みの日に職場と関係ないところで政党のビラを撒いたら、これは二件あって、国家公務員法違反で逮捕・起訴されたり、建造物侵入で逮捕したうえで国家公務員法違反で起訴されたり、というような事件がありました。学校の卒業式の前に参加者に国旗・国歌の強制を批判するビラを撒いたら、その人は卒業式が始まる前に帰ったのに、威力業務妨害で逮捕、起訴する。というような事件が第一次安倍内閣の時にありました。冤罪事件もなくなっていない。それからさっきも言いました森友学園、加計学園疑惑などに対しても全く不誠実な姿勢を取っている政権。こんな嘘つきの政権にこんな凶暴な法案を与えたら大変だ、というべきではないでしょうか。

皆さんの中にはご承知の方も多いんじゃないかと思うのですが、警察という機構ですね、ここについても、こんな警察にこんな法案を与えていいのか、という問題があります。菅生事件と共産党緒方国際部長宅盗聴事件というのがあります。菅生事件ってどういうのかというと、警察のスパイ、警察官が警察の駐在所を爆弾で爆破したという戦後間もない事件です。これはスパイが共産党の組織に入り込んだうえで駐在所を爆破した。で、共産党の人たちが冤罪で捕まった。共同通信の斎藤茂男さんという記者がいろいろ取材をしたら、下手人は警察官だった。戸高公徳というんですが、それがばれた後警察はどうしたか。処分して懲戒解雇したか。しませんね。警察学校の幹部に昇進しているんですね(エーの声)。ご存知ない方も多いかもしれません。もっと皆さん知っておくべき事件ですよね。共産党国際部長宅の盗聴事件。国際部長は当時でその後副委員長をされていますね。神奈川県警の警察官たちが違法にお宅を盗聴していたという事件です。これは最高裁判所まで行って、違法な盗聴があったということが判決で確定しているんですが、警察はどうしたか。「そんなことやっていません」と未だに言っていますね。今でも公式見解は「そんなことやっていません。」謝りもしない。こんな内閣、こんな警察に、こんな法律を渡せるか、ということです。こんな法案を渡してしまったら大変だということです。

さて、「共謀罪」で捜査はどんなことがされてしまうのか。計画罪ですから、会話が処罰の対象とされますから会話を捜査することになって、スパイ、密告が横行し、また盗聴も横行することになり、監視し合う社会になる。安心してモノが言えない社会が現われるのではないか、ということを警告しなければなりません。

6　盗聴法改悪・司法取引導入って何だっけ？すでに成立した刑事訴訟法等

ところで、わが国では共謀罪以前にすでに成立してしまった刑事訴訟法の改悪があります。一つは通信傍受の拡大。通信傍受自体が通信の秘密を侵し、令状主義に反するものとして憲法違反ではないのか、と言われている。知らないうちに犯罪

と全然関係ない通信が盗聴されたり、メールやファクスなどが盗聴されたり、複数の者に共謀の疑いがあると対象にされちゃうとか、NTT などの業者の立ち合いが条件ではなくなるとか、非常にゆるい法律になっています。私なんか、自分のパソコンのメールが盗みみられているんではないか、と。三好さんや梶野さんと今日の集会の準備をするためにやり取りしたメールが全部見られているんじゃないか、という疑いを持ちつつ、対策はちゃんとしていないのですけれども(笑い)。皆さん、スノーデンというアメリカの人の告発とか、それをオリバー・ストーン監督が映画にした「スノーデン」という映画とかご存知かもしれません。アメリカの国家機関が国民のあらゆる情報を監視している、と。日本国民の情報まで横田基地で監視していて、日本政府は理解と協力を求められて、「ダメだ」といって断ったのに、勝手にやっちゃっていた、というのがスノーデンの告発の中に入っています。これはアメリカ政府ばかりではなく、日本の政府も技術的にやろうと思えばできるわけで、「やっているんではないか」と恐ろしい感じがします。

これもすでに成立してしまっているわけですが、「司法取引の導入」というのがあります。司法取引を法律ではどういうふうに言っているかというと、「証拠収集等への協力及び訴追に関する合意」というんです。特定の犯罪事件についての被疑者、被疑者というのは一般的には容疑者と言われる。犯罪の容疑をかけられている人ですね。ですから、あの人、ベトナム人の女の子の死体を遺棄したんではないか、ということで捕まっているPTA ではないですかね、保護者会の会長さん。皆さん、「やっているんじゃないか、DNA が一致したからやっているんじゃないか」と思われるかもしれませんが、よく新聞を読むと DNA が酷似している、と書いてあるんですよ。テレビでは一致したという言い方もありますけれども、新聞をよく読むと酷似している、です。そういうところでも、マスコミが安易に真犯人だと先入観を前提とするような報道には気をつけないといけないと思います。それを一番よく示しているのは松本サリン事件ですよね。「怪しくないじゃないか」と私なんか、自慢じゃないですけど、思っていたんですが。

ちょっと脱線しましたが、被疑者や被告人が他人の刑事事件について協力する、他人の事件ですよ、自分のではなくて。他人の刑事事件について協力する代わりに、刑事裁判を受けずに済ませたり、軽い刑の処罰で済ますなどの合意をすることを司法取引という。要するに、他人をチクる、その代わり自分を軽くしてもらう。そういう制度がわが国でできちゃったんですね。もちろん私たちはこんなものは良くないと反対したんですが、残念ながら成立してしまいました。弁護人が同意しないとだめだというんですが、被疑者段階の弁護人には何も情報がないんですよ。何でこの人が逮捕されているのか、勾留されているのか。証拠なんて弁護人は見せてもらえませんからね、起訴された後でないと。自分が弁護している被疑者が「私やっていません」と言うと、やっていないことを前提で行動するしかないんですよ。動かぬ証拠が捜査機関に上がっていた、という場合もあるわけですけれども。たとえば、コンビニ強盗の被疑事件で、「私はそんなことやった記憶はありません」と言っていて、実はその人の間違いない手のひらの掌紋がべったりとコンビニのカウンターに残されていた。これはちょっと否認しても難しいな、と思うところなんですが、そんなものが証拠としてあるんだよ、ということが被疑者段階の弁護人には教えてもらえません。そうすると、弁護人の同意といったって、そもそも自分が弁護している被疑者が本当のことを言っているのか、罪を逃れたくてウソを言っているのか、なんてわからないですよ。目を見ればわかる(大笑い)と言いますけれども。そうすると、同意していいものかなんてわからないですよ。そういうものが残念ながらす

でに通っちゃっています。

こういうものがある中で、さらにこの共謀罪が通っちゃったりすると、まさしく悪魔のコラボで、冤罪とかウソ・でっち上げとかのために捜査機関が縦横無尽にこういうものを駆使できる。繰り返しになりますが、菅生事件でも緒方宅盗聴事件でも、警察は誠意ある対応を未だにしていないわけです。大森ギャング事件というのは戦前の事件ですけれども、スパイが銀行強盗を計画した。団体をぶっ壊すためには手段を選ばないということが行われてきているという厳然たる事実があります。それから、今日は民商の林さんも見えていますが、倉敷民商事件というのが今起きていて、これはどういう事件かというと、元の民商の会員さんの中でちょっと不適切なことをやっちゃった人がいたんですが、脱税をしたとされる元民商の会員だった人は身柄の拘束もなかったのに、それを手伝ったとされる民商の事務局員さんが一年二ヶ月も逮捕勾留されて、身柄を拘束された。元会員さんは事務局に責任を転嫁して、(事務局員は)所得税法違反とか税理士法違反とかで起訴された。先月一部無罪という判決が高裁で出ていますが、全部無罪でないとおかしい事件です。脱税を手伝ったということは一切ない、税務申告の協力をしたのが税理士法違反だなんていうのは全くおかしい。民商に対する組織攻撃がされた事件だ、と。弾圧事件だといって良いと思います。こういうこともやられていることを知っておいて、共謀罪が通ってしまうと、そういう弾圧にもっと拍車がかかるのではないか、と考えなくてはならない。

こんな警察、こんな捜査機関という点でいえば、大分県警別府署では野党候補の選挙運動を監視するために、隠しカメラをつけて盗撮をしていたという事件が明るみに出ました。それから沖縄の高江のヘリパッドの現場付近では、反対住民に対する異常な弾圧と大阪府警の警察官による「土人」発言というのもありますね。こんな捜査機関が法律を手にするということがあったら、捜査機関が目を付けた団体ー民主商工会とか労働組合とか政党とかーそういう団体にスパイを潜入させて、犯罪の準備行為を行わせて共謀をでっち上げるという事態もあり得なくはないです。そうした場合にでっち上げた捜査官は自首して無罪放免となる。何も知らない他のメンバーが処罰されることも起こりかねない。

7　共謀罪成立を断念させるために

こんな法案はやっぱり廃案にするしかない、とご理解いただけたと思うのですが、この共謀罪の危険な本質をさらに多くの市民・労働者に伝えることが大事だと思います。オリンピック対策、テロ対策だなんていうのはウソだ、従来より限定なんかされていない。そういうところを皆さんが広げていくことが大事ではないか、戦争法廃止とか憲法改悪阻止という運動ともつなげた運動が重要ではないかと思う。

実は共謀罪を推進する顔ぶれを見ていきますと、憲法改悪とか戦争法推進とかという顔ぶれと共通しますね。櫻井よしこ、それから野村修也ってご存知ですか。テレビ朝日のコメンテーターでね、もっともらしく大学の先生もやっている弁護士さんですよ、とか言って出ていますけれども、あいつ悪い奴ですよ(笑い)。あんな奴をテレビ朝日はだ出していて許せないと思うのですが、あんな奴を出すぐらいなら私を出せ、と(笑い)。野村修也は実は橋下徹の手先として、大阪市の職員の思想調査アンケートの実務担当をした弁護士ですよ。で、共謀罪も「問題ない」とかいう。他の局にも出ていると聞きましたが、私が確認しているのはテレビ朝日の「グッドモーニング」や「モーニングショー」あたりに出ていますね。「こんなけしからん奴を出すな」と言えるといいと思いますね。

スイマセン、いろいろ脱線しながらの話になりましたが、皆さんに共謀罪のけしからん本質をご理解いただければと思います。私のお話は以上です。　(拍手)

2017 年 4 月 15 日　　（於いて、「ひぐらし会館」）

『共謀罪　市民学習会』の記録

～質疑の部～

司会（三好）

ありがとうございました。今日の話を聞いて、あるいは話では触れていないことでも、聞いてみたいことがありましたら、気楽にご質問をなさってください。

A さん

今まで三回出されて廃案になった。最近の NHK の世論調査を見ると、賛成が多い感じがするんですれけれど、廃案になったときと今の状況との違いは何でしょうか。

萩原弁護士

一つは政権の側が三回廃案になっているということで、学んで狡猾巧妙にやっているのに、残念ながら騙されている国民が結構多いということなんじゃないかと思います。テロ対策というようなことを言われると、「テロ対策は必要じゃないか、実際にヨーロッパではテロが起きているではないか」というふうに思ってしまう人が結構いると思うんですね。ですから、テロ対策なんてことは全然ないんだよ、ということを広く知らせることが必要なんじゃないか。世論調査の結果で、賛成の方が多いという報道が出たときに、ショックを受けたんですが、その後盛り返して反対の方が多くなったと先月ぐらいは言われていたんですが、またテロ対策に必要だという推進側の声と野村修也などの巻き返しへの動員が功を奏している部分が出てきていますね。推進しようという輩の発言も結構目立ちますね。そういうのに対抗して反対の声を大きく上げていくことが必要ではないかと思います。

司会

他に如何でしょうか。

B さん

レジュメの 1 ページの真ん中ぐらいにあります、日本の現在の刑事法の原則が実行行為を処罰する、という概念であるということを今回初めて聞いて、とても大事なことだなと。テロ対策とか何対策とかという形になっていくと、「ちょっと怖いわ」という気持ちと相まって何か必要なんじゃないかと思う人もいるかもしれないですけれど、「今は実行行為を処罰することに限定しているんだよ」というのをしっかり踏まえたら、「やるかもね」という段階で捕まえていく変え方になるんだよ。この対比が浮き彫りになっていったら、「ちょっと危ないかも」となる。今回これを知ったことで共謀罪が危ないものだということをより一層思ったので、ここがすごい重要だなと思ったので、これを知らせていただいてありがとうございます。

私、今、メガソーラーの中止を求める会をやっていて、いろんな方が現場を見に行ったり、事務局会議も開くので、そういったことがもし政府に都合が悪いとか、「国策でメガソーラーを進めているのに、何邪魔しているんだ」となれば、それこそスパイを一人入れて「ああ、やっている、やっている」的なことを言われれば、みんな捕まってしまう。非常に危険だと思って、リアリティを持って共謀罪のことを皆に伝えないといけないな、と思いました。ありがとうございます。

司会

今の話しに関連してですけれど、八幡野地区で巨大なメガソーラーを作る計画があって、反対運動を始めているところなんです。事業者が事業説明会を 4 月 7 日に八幡野でやりまして、いろんな

反対意見が出されたんです。事業者側からすると反対意見の中身よりも、説明会を開いたということが行政に対して申請をするうえで必要なだけ。で、反対運動の事務局会議の席で、あの事業会はやらせてはマズイ、それをつぶすような方法を考えないといけない、という話が出た。もしその話がまとまって、邪魔をするようなことをしたら、組織的威力業務妨害罪のようなことになりかねない。具体的に考えると、そういう形で関わってくるんじゃないか。そのあたりの問題はどうですか。

萩原弁護士

おっしゃる通りではないでしょうか。今のは、私が先ほどお話したことと全く同じことですよね。マンションの建設計画の問題とか、公害被害者団体の問題とか、挙げさせていただきましたけれど、メガソーラーの建設に関して強引な計画に反対するということが、共謀罪の対象にされかねない、と言っていいんじゃないでしょうか。

A さん

妨害ということの前に、団体で業者に工事を中止させよう、という話し合いをしたということも対象になりうるんですか。中止させるために署名を取ったりしようと決めることも威力業務妨害に当たってしまうんですかね。

萩原弁護士

実施すると威力業務妨害罪に該当するような計画が対象。反対すること自体がまかりならぬ、というところまでは、少なくとも建前としては、許されない。ただ、戦前の治安維持法の濫用まで考えますと、実際は普通の市民の行為であるにもかかわらず、桜島が赤い、というと、それはアカの思想だ、とかね。そうやって弾圧されたこともあることまで考えると、当然の意見表明自体が処罰の対象であるかのような、不当な弾圧―処罰の拡大―がないとは断定できないのではないでしょうか。

C さん

国会審議が今されていますけれど、これが国会で成立したとすると、法律が有効になるのは何時ぐらいになりますか。というのは、私もメガソーラーの件で一番目立って動いているんです。はっきり言って最初に捕まるのは僕です(笑い)。私は山城(議長)さんになる覚悟ができています。それでも、その辺の法律的なことを詳しく知りたい。

司会

公布から施行までどれくらいの期間があるか、という質問ですね。

萩原弁護士

それはわかりません。これから決めるんじゃないでしょうか。

D さん

今のことに関連ですけれども、この共謀罪がテロ防止の対策に必要だといわれていて、そして安倍政権の支持率が下がらないというところで、一番の問題はどうやってこのような人権蹂躙の酷い法案を反対に持っていく運動って、学習をして隣の人に言う、と。どういうところが効果的か。たとえば NHK でも共謀罪といっていないですよね。テレビ朝日に酷い人が出ている。そういうなかで、こういうことを勉強しない人は、「テロ防止だから必要じゃない?」っていうレベルで多くが動いてきている。共謀罪が人権蹂躙で、戦前の思想に持っていく処罰があるわけでしょう。自分としてはどうやるかなぁーって思います。

司会

これからどんな運動をしていったらいいか、というところで「こんな方法はどうだ」というのがあれば紹介していただけますか。

E さん

私も同じことを考えていて、テロを抑える法律という宣伝がされたときに、「そうじゃないんだよ」というのをね、具体的にどんな言葉で言っていったらいいか。先ほど先生が「こんなことをやってもテロは簡単に防げない」と言われたのはわかるんですよね。話し合いを取り締まる法律ができたとしても、そんな簡単ではない、というのは

わかるんだけども。でも、非常にインパクトがありますよね、「日本でテロが起きたらどうしよう」って思っているわけだから。その辺をどう崩していくか、ということで、現在ある法律でもテロは取り締まれるし、これを作っても効果がない、という言い方をしないといけないと思う。その辺について先生のお考えはないでしょうか。

萩原弁護士

犯罪の対象が盗み、「盗みの相談をするのを処罰するのがテロ対策ですか」というのはどうですか。皆さん、対象の法律と罪名一覧をよく読んでいただくといいと思います。「これ、テロ対策かよ!」というものばっかりではないですか。何でか、というと、テロ対策というのはウソだからですよ。

B さん

窃盗罪というので皆さんにわかっていただこう、というのではあれば、例えば高校生のグループが仲間内で、「よし、あの CD 盗もうぜ」みたいなことをやって、打ち合わせをして、誰かが実行したら、それ自分の子どもたちにリアルにかかわってくる話ですよね。テロの共謀罪で引っ張られてしまう可能性がある、全員引っ張られちゃう。今までは実行犯だけだったのが、テロ共謀罪でグループ全部が連れていかれちゃう。親だったら恐怖を持つと思う。

司会

そういう問題をどうやって伝えていくか、どういう手段で伝えていくか。

F さん

今どういう手段で伝えていくか、と仰ったんですけれど、手段を考える前に共謀罪の内容を知らないと自分に関係ない、となっちゃう。やっぱり監視社会の恐怖だと思うんですね。集会があったときに話をしたら、昔なら「弁士、中止!」というのがあって、引っ張られるというのがありましたが、共謀罪ができると友達と普通に喋っていても、それは監視されているんですよ、私たち市民は。だから、政府が監視するということがどういうことなのか、とのを、テロ対策ではなくて、テロにかこつけて私たちの生活を脅かすものだ、ということをよく説明しないと、お話しても自分には関係ない、となってしまう。その辺をしっかり知らせて欲しいと思う。共謀罪が成立した場合、私たちのコミュニケーションもなくなってしまうと思う。そういう危険性があるんだということをどういうふうに知らせるか、ということもすごい大切だと思う。

司会

テロ対策に名をかりて警察国家・監視社会化に道を開くものだと批判するんですが、他方「監視社会といっても、自分とどうかかわるんだ、いまいちピンとこない」という部分があるのではないか。そのあたりで、先ほど先生から通信傍受、司法取引の話をされたんですが、電話だけでなく会話も記録できるようなものが開発されているようです。そういうプライバシーにかかわる問題についてはどう考えたらいいでしょうか。どういう状況にあるのか。

萩原弁護士

現状がどういうふうな状況にあるかは、捜査機関の人でないと(笑い)。北海道警の幹部警察官だった原田宏二さんという方が、あちこちで講演に呼ばれてお話なさっているようです。そういう講演の記録などを入手なさって読まれるといいんじゃないかと思います。お招きしてお話をお聞きいただくことも。それから、情報ですけれど、今度の婦人公論で共謀罪の問題を取り上げている記事があるそうです。まともに取り上げているメディアを応援することも考えてよいかもしれません。

G さん

盗聴でなくても、カメラをこういう会場の前に取り付けておいて、「あいつまた来ているな」と監視する。どうしたら、という話で、とりあえず地方議会で徹底的に議論してもらって、地方議会から反対の発信をしていただくと、大部違ってくるかな、という気がしている。今、そうやって反対決議

を全会一致でやっているところが結構あるので、そういう輪を広げていくのが良いと思った。

H さん

先ほど相談だけでは罰せられない、という話がありましたけれど、今までは実行行為で処罰されるのが、今度は相談することで処罰されると変わってきているわけでしょう。宣伝するのが難しい部分もあると思うんですけれども、実行しなくても、話し合っただけで処罰されるということを言えば、相手にわかりやすい、と思う。さっきは相談では処罰されないみたいな話がありましたけれど、そういうことでもないでしょう。

司会

さっき言ったのは反対運動をしよう、そういう相談をする、それだけではしょっ引くわけには行かない。具体的に工事車両の通行をストップしようとか、事業説明会を開かせないようにしよう、とか、そういう事柄です。

H さん

だから、こういうことをしようという相談をしたら処罰の対象になるわけでしょう。

司会

277 の罪に該当する行為についてはそういうことになります。計画段階で。

I さん

どんなふうにしていくか、ということなんですけれど、またこの記録を作ってくださる、ということなので、自分の意見を加えてそれを発信をする。そして、「私はこう思うけれども、どう思う？」と意見を聞く。で、「もしよかったらそれをほかの人に発信してね」という具合にすることもできますよね。他にも、「パンフレットがどこかにないの」「そんなのを取り寄せよう」とかいろいろ考えていくのが良いのかな、と思います。都合よくパンフレットがでてきたみたいです(笑)。

司会

「一からわかる共謀罪、話しあうことが罪になる」。今話されたことにピッタリの題名です。定価 200 円。発行先は？

萩原弁護士

日本消費者連盟、今年 1 月の発行。

司会

8 時を廻りましたので、よろしいですか。「もっと、もっと言いたい」という感じを受けるんですが、スイマセン時間的なところがありますので。もう一度萩原先生に拍手をお願いします。

(拍手)